

令和3年度 公文書開示（2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号					
1	R3.12.8	R4.2.1	「広町地区再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書（令和3年5月）」のうち、「開発規模の設定」	※	1							1	1								（7条3号）計画段階である本計画に係る、大井町駅北口3F・2F開口整備による歩行者空間強化及び駅構内流動模式図は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、計画段階である本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる建物断面が分かる部分を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
2	R4.1.24	R4.2.2	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 平成29年6月1日受付 建設業許可申請書（閲覧対象部分に限る）	10	1							1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
3	R4.1.24	R4.2.2	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 （1）平成30年9月6日受付 変更届出書（専任技術者）（閲覧対象部分に限る） （2）令和3年3月4日受付 廃業届（閲覧対象部分に限る）	4	1							1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
4	R4.1.25	R4.2.2	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年12月31日現在）	※	1																—	都市整備局市街地建設部建設課
5	R4.1.25	R4.2.2	建設業許可業者一覧（東京都知事許可 令和3年12月31日現在）	※	1																—	都市整備局市街地建設部建設課
6	R3.12.9	R4.2.3	広町地区再開発等促進区を定める地区計画の企画提案書（令和3年5月）	350	1							1	1								（7条3号）計画段階である本計画に係る、大井町駅の現況に係る駅構内流動模式図、大井町駅北口開口整備イメージ、大井町駅北口3F・2F開口整備による歩行者空間強化及び駅構内流動模式図は、法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、認可前の土地区画整理事業の施行区域の区域設定に係る情報は、法人の財産等に係る情報であり、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。さらに、計画段階である本件建築物に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる断面図を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
7	R4.1.23	R4.2.4	「武蔵野都市計画街路決定及び廃止について」に関わる次の書類 1 申請書 2 理由書 3 計画書 4 事業費概算書 5 総括図 6 計画図	※	1																—	都市整備局都市基盤部街路計画課
8	R4.1.23	R4.2.4	「武蔵野都市計画街路決定及び廃止について」に関わる次の書類 1 都知事が行った短時日の間にどのような調査を行ったのかの経過とその内容を示すすべての文書・図面																	1	開示請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	都市整備局都市基盤部街路計画課
9	R4.2.1	R4.2.4	清瀬市〇〇〇〇-〇〇-〇〇における建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に係る道に関する協定図	1	1																—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課



月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
									号	号	号	号	号	号	号	号	号			
14	R4. 2. 2	R4. 2. 9	特記仕様書、金入工種別内訳書 ・多摩ニュータウン宅地維持工事（単価契約）その2 令和2年6月11日 ・秋留台地区事業用地維持工事（単価契約） 令和3年3月4日 ・多摩ニュータウン宅地維持工事（単価契約） 令和3年3月11日	※	1														—	都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン整備事務所
15	R4. 1. 27	R4. 2. 10	(1) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 決算変更届出書 第15期及び第16期(閲覧対象部分に限る) 令和元年12月26日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る)  (2) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第26期(閲覧対象部分に限る) 令和2年12月28日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月20日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 令和3年5月20日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和3年9月9日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る)  (3) 東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社 決算変更届出書 第3期(閲覧対象部分に限る) 平成30年5月30日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 平成30年12月25日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）及び使用人数(閲覧対象部分に限る) 平成30年8月29日受付 変更届出書（営業所の所在地、役員等の氏名及び資本金）(閲覧対象部分に限る) 令和元年7月18日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和2年5月12日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和2年7月6日受付 変更届出書（役員等の氏名、代表者（申請人）及び経営業務の管理責任者(閲覧対象部分に限る) 令和2年10月20日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和3年4月15日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る)  (4) 東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇 決算変更届出書 第51期、第52期、第53期、第54期及び第55期(閲覧対象部分に限る) 令和2年5月19日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和2年9月30日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和2年12月15日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和3年6月30日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る) 令和3年10月12日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る)  (5) 東京都知事許可第〇〇号 有限会社〇〇 決算変更届出書 第35期(閲覧対象部分に限る) 令和2年6月30日受付 建設業許可申請書のうち、様式第一号建設業許可申請書（別紙を除く）、使用人数及び主要取引金融機関名(閲覧対象部分に限る) 令和2年12月4日受付 変更届出書（役員等の氏名）(閲覧対象部分に限る)	※	1				1									印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設課	
16	R4. 2. 2	R4. 2. 15	・雨水浸透阻害行為許可等標識設置（単価契約） 契約番号 02-00045の特記仕様書及び金入工種別内訳書 ・雨水浸透阻害行為許可等標識設置（単価契約） 契約番号 02-00179の特記仕様書及び金入工種別内訳書 ・雨水浸透阻害行為許可等標識設置（単価契約） 契約番号 02-01213の特記仕様書及び金入工種別内訳書	26	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
17	R3. 12. 27	R4. 2. 15	神宮外苑の再整備（案）																(18条2項) 当該公文書は、インターネットにより公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
18	R3. 12. 27	R4. 2. 15	国立霞ヶ丘競技場周辺整備イメージ	※	1						1								資料中に記載された法人名は、法人に関する誤った情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
19	R4. 2. 2	R4. 2. 15	(1) 工種別内訳書（令和2年4月6日付2一選第12号「起工書 晴海五丁目西地区事業用地管理施設工事（単価契約）」） (2) 特記仕様書（令和2年4月6日付2一選第12号「起工書 晴海五丁目西地区事業用地管理施設工事（単価契約）」） (3) 工種別内訳書（令和3年1月5日付2一選第66号「起工書 晴海五丁目西地区事業用地管理施設工事（単価契約）」） (4) 特記仕様書（令和3年1月5日付2一選第66号「起工書 晴海五丁目西地区事業用地管理施設工事（単価契約）」）	※	1														—	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
20	R4.2.1	R4.2.15	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 (1) 令和元年8月16日受付 第52期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る) (2) 令和2年7月31日受付 第53期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る) (3) 令和2年8月26日受付 変更届出書 (別紙8) の訂正について 事業年度第53期 (閲覧対象部分に限る) (4) 令和3年7月16日受付 第54期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	76	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
21	R4.2.1	R4.2.15	建設業許可業者一覧 (東京都知事許可 令和4年1月末現在)	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課
22	R4.2.2	R4.2.16	(1) 特記仕様書 (令和3年10月12日付3都市基交第553号) (2) 金入工種別内訳書 (令和3年10月12日付3都市基交第553号)	※	1														—	都市整備局都市基盤部交通企画課
23	R4.2.2	R4.2.16	(1) 工種別内訳書 (令和2年10月5日付2一整工第126号) (2) 特記仕様書 (令和2年10月5日付2一整工第126号) (3) 工種別内訳書 (令和3年1月6日付2一整工第205号) (4) 特記仕様書 (令和3年1月6日付2一整工第204号) (5) 工種別内訳書 (令和3年1月6日付2一整工第204号) (6) 特記仕様書 (令和3年1月6日付2一整工第204号) (7) 工種別内訳書 (令和3年9月9日付3一整工第113号) (8) 特記仕様書 (令和3年9月9日付3一整工第113号) (9) 工種別内訳書 (令和3年9月30日付3一整工第126号) (10) 特記仕様書 (令和3年9月30日付3一整工第126号)	※	1														—	都市整備局第一市街地整備事務所工事課
24	R4.2.2	R4.2.16	(1) 工種別内訳書 (令和2年1月14日付31一整六第322号) (2) 特記仕様書 (令和2年1月14日付31一整六第322号) (3) 工事施工の適正化に関する特記仕様書 (令和2年1月14日付31一整六第322号) (4) 工種別内訳書 (令和3年1月13日付2一整六第300号) (5) 特記仕様書 (令和3年1月13日付2一整六第300号) (6) 工事施工の適正化に関する特記仕様書 (令和3年1月13日付2一整六第300号)	※	1														—	都市整備局第一市街地整備事務所六町地区整備事務所
25	R4.2.3	R4.2.16	東京都建設業許可台帳 (東京都知事許可 令和4年2月3日現在)	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課
26	R4.2.4	R4.2.17	東京都知事許可第〇〇号 〇〇株式会社に関する以下の書類 平成31年2月20日受付 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	33	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
27	R4.2.7	R4.2.17	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和2年2月21日受付 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	25	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
28	R4.2.7	R4.2.17	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和2年11月9日受付 第50期 決算変更届出書 (閲覧対象部分に限る)	22	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
29	R4.2.8	R4.2.17	東京都知事許可第〇〇号 株式会社〇〇に関する以下の書類 令和3年5月31日受付 建設業許可申請書 (閲覧対象部分に限る)	18	1						1								印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障をきたすおそれがあるため	都市整備局市街地建設部建設課
30	R4.2.10	R4.2.17	東京都建設業許可台帳 (東京都知事許可 令和4年2月10日現在)	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課
31	R4.2.10	R4.2.17	令和3年度多摩建築指導事務所消防交換文書の集配業務委託契約書	※	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所管理課
32	R4.2.10	R4.2.17	届出書 (令和3年11月12日付多建建三第652号) 届出書 (令和4年1月31日付多建建三第896号)	2	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課
33	R4.2.14	R4.2.21	東京都市計画河川善福寺川計画図 (住所: 東京都杉並区〇〇1丁目〇〇付近)	1	1														—	都市整備局都市基盤部調整課
34	R4.2.17	R4.2.21	建設業新規許可業者名簿 (東京都知事許可 令和4年1月分)	※	1														—	都市整備局市街地建設部建設課
35	R4.2.10	R4.2.21	届出書 (令和3年12月15日付多建建一第1041号) 届出書 (令和4年1月17日付多建建一第1145号) 届出書 (令和4年1月31日付多建建一第1205号) 届出書 (令和4年2月4日付多建建一第1232号)	4	1														—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
36	R4. 2. 10	R4. 2. 22	令和3年度建築確認申請書等書類集配業務委託運搬請負契約書	※	1													1		印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
37	R4. 2. 17	R4. 2. 22	東京都狛江市〇〇1丁目〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇に係る建築基準法旧第43条第1項ただし書許可に関する協定図	1	1															—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課
38	R4. 2. 15	R4. 2. 24	・第123回東京都市計画地方審議会議事録（議第1358号～議題1363号に関する部分に限る。） ・同上審議会当日の当該審議会の議事日程及び委員名簿	※	1															—	都市整備局都市づくり政策部都市計画課
39	R3. 12. 27	R4. 2. 25	1 令和2年9月8日付2都市整再第465号「再開発課事業連絡調整会議幹事会の開催依頼について」 2 令和2年9月3日付「再開発課事業連絡調整会議幹事会の開催について」	※	1						1	1	1					1		(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 電話番号は、当該法人に限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人に競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号) 職員のメールアドレスは、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信されるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地整備部再開発課
40	R4. 1. 3	R4. 2. 25	平成28年4月1日付28一整管第74号「土地の所管換受領について」	※	1															—	都市整備局第一市街地整備事務所管理課
41	R4. 2. 15	R4. 2. 25	平成24年8月8日付 第BCJ12本建確076号 上記についての建築計画概要書の配置図の写し	1	1															—	都市整備局市街地建築部建築指導課
42	R3. 12. 27	R4. 2. 25	・神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書の締結について（26都市政土第1002号） ・神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の借用について（依頼）（平成28年10月11日付け事務連絡） ・神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の提供依頼について（回答）（平成28年10月11日付日ス振経営第63号） ・神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について（依頼）（平成28年10月11日付け事務連絡） ・神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について（報告）（平成28年10月27日付け事務連絡） ・神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書（案）（平成30年2月9日配付文書）	※	1															—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
43	R3. 12. 27	R4. 2. 25	(1) 「神宮外苑地区におけるまちづくりに係る基本覚書」に基づく協議等について（回答）（28都市政土第362号） (2) 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書の締結について（28都市政土第370号） (3) 神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書の締結について（29都市政土第1474号） (4) 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の借用について（依頼）（平成28年9月27日付け事務連絡） (5) 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の借用について（依頼）（平成28年10月20日付け事務連絡） (6) 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（平成28年9月27日） (7) 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う当該地区内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供依頼について（回答）（平成28年10月19日付日ス振経営第65号） (8) 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（平成28年10月20日） (9) 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（平成28年11月4日） (10) 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（平成28年10月20日） (11) 神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書（案）（平成30年1月30日配付文書） (12) 神宮外苑地区（b区域）まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書（案）（平成30年2月5日配付文書） (13) 平成30年2月5日配付文書 (14) 平成28年5月25日配付文書 (15) 平成28年6月7日配付文書 (16) 平成28年6月10日配付文書 (17) 平成28年8月26日配付文書 (18) 平成28年8月30日配付文書	※	1						1	1	1				1		(7条2号) 個人の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 電話番号は、通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため (7条3号及び6号) まちづくりに関する検討内容は、法人の事業活動に関する情報であって、これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため。これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。また、借用依頼図書名は、検討段階において借用依頼があった図書名を公にすることにより、当時のまちづくりに関する検討内容が推察され、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため。これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。さらに、ピーク日、その催事名称及びその日の利用者数等は、法人の事業活動に関する情報であり、防犯上の観点から、情報を公にすることにより、施設の利用者や関係者の安全性の確保に支障があるなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため。関係権利者から提供された情報を公にすることで、当該関係権利者の事業運営が損なわれることとなり、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (7条3号、4号及び6号) 施設図面は、法人の事業活動に関する情報であり、防犯上の観点から、情報を公にすることにより、施設の利用者や関係者の安全性の確保に支障があるなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため。また、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。さらに、関係権利者から提供された情報を公にすることで、当該関係権利者の事業運営が損なわれることとなり、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
44	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年6月19日配布文書</li> <li>平成27年6月25日配付文書</li> <li>平成27年8月28日配付文書</li> <li>平成27年10月27日配付文書</li> <li>平成27年10月29日配付文書</li> <li>平成27年11月30日配付文書</li> <li>平成28年4月25日配付文書</li> <li>平成28年5月9日配付文書</li> <li>平成28年5月17日配付文書</li> <li>平成28年6月16日配付文書</li> <li>平成28年6月27日配付文書</li> <li>平成28年11月28日配付文書</li> <li>平成28年12月15日配付文書</li> <li>平成29年1月18日配付文書</li> <li>平成29年3月30日配付文書</li> </ul>	※		1											<p>(7条3号及び6号) 記載された情報は、法人等の事業活動に関する情報であって、これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるものであるため、これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
45	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (令和3年3月改定版)</li> <li>東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成30年3月改定版)</li> </ul>															(18条2項) 当該公文書は、インターネットによる公表情報等と同一の情報が記載された公文書に該当するため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
46	R3. 12. 27	R4. 2. 25	東京都市計画神宮外苑地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書 (令和3年7月)	※	1						1	1	1	1				<p>(7条3号又は4号並びに5号及び6号) 計画段階である建築物等に関わる事業者の独自のノウハウが含まれる各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。さらに、対象公文書である企画提案書は、当該企画提案書に係る都市計画決定及び都市計画決定に係る告示を行う基となる資料である。告示をもって都市計画の効力が生ずることから、告示の前にこれらを開示することは、都民の誤解や憶測を招き、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条5号及び6号) 対象公文書である企画提案書は、当該企画提案書に係る都市計画決定及び都市計画決定に係る告示を行う基となる資料である。告示をもって都市計画の効力が生ずることから、告示の前に公表されていない開発計画等に関する部分(各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等を除く。)を開示することは、都民の誤解や憶測を招き、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、都市計画に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
47	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (令和2年12月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成31年3月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成29年3月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成28年6月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成27年3月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成26年4月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成25年4月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成23年8月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成21年1月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成19年4月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成18年4月改定版)</li> <li>○東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準 (平成15年6月改定版)</li> <li>○東京都再開発地区地区計画運用基準 (平成13年2月改定版)</li> <li>○東京都再開発地区地区計画運用基準 (平成8年7月)</li> </ul>	※	1												—	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
48	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター・コア・エリア内の未供用区域のある都市計画公園・緑地リスト</li> <li>・東京都公園まちづくり計画検討会議事概要 (令和2年3月3日、令和3年5月14日)</li> </ul>	※	1													—	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
49	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<p>①令和2年2月18日付け「東京都公園まちづくり制度実施要綱に基づく公園まちづくり計画提案書関係書類の提出について」</p> <p>②令和3年5月10日付け「東京都公園まちづくり制度実施要綱に基づく公園まちづくり計画提案書の一部変更について」</p> <p>③東京都公園まちづくり計画専門部会議事概要 (令和2年3月19日)</p> <p>④東京都公園まちづくり計画専門部会議事概要 (令和2年6月2日)</p> <p>⑤東京都公園まちづくり計画専門部会議事概要 (令和3年5月21日)</p>	※		1												<p>(7条2号) 氏名及び代表取締役の生年月日は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は個人に関する情報で、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>(7条3号) 法人の財務等に関する事業実施計画、公になっていない総括貸借対照表及び総括収支計算書等を公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号又は4号) 計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる神宮外苑地区公園まちづくり計画 公園まちづくり計画提案書に記載された各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。又は、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。また、法人の内部管理に属する印鑑証明書に記載された印影その他記載内容を公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため</p> <p>(7条3号又は4号並びに5号及び6号) 計画段階である建築物等に関する事業者の独自のノウハウが含まれる、東京都計画神宮外苑地区地区計画企画提案書(素案)に記載された各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等を公にすることにより、同業者等が当該ノウハウを知ることが可能になるなど、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。また、公にすることにより、建物への不法な侵入等、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。さらに、対象公文書である企画提案書は、当該企画提案書に係る都市計画決定及び都市計画決定に係る告示を行う基となる資料である。告示をもって都市計画の効力が生ずることから、告示の前にこれらを開示することは、都民の誤解や憶測を招き、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、都市計画に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(条例7条5号及び6号) 対象公文書である企画提案書は、当該企画提案書に係る都市計画決定及び都市計画決定に係る告示を行う基となる資料である。告示をもって都市計画の効力が生ずることから、告示の前に東京都計画神宮外苑地区地区計画企画提案書(素案)に記載された公表されていない開発計画等に関する部分(各階平面図、断面図、建物内部の間取りが分かる部分等を除く。)を開示することは、都民の誤解や憶測を招き、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。また、都市計画に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
50	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<p>①■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「神宮外苑地区公園まちづくり計画 公園まちづくり計画提案書」で予定されている建築物の設計者</li> </ul> <p>②■公園まちづくり制度に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度創設までの検討過程の全ての資料・記録</li> </ul>				1											<p>①は、実施機関では取得しておらず、存在しない。</p> <p>②は、平成25年12月に作成された「東京都公園まちづくり制度実施要綱」以前の保存期間1年未満の公文書であるため廃棄済みであり、検討過程の全ての資料・記録を含め、現在は存在しない。</p>	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
51	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神宮外苑地区まちづくりに係る基本覚書</li> <li>・神宮外苑地区(b区域)まちづくりの検討に係る今後の取組等に関する確認書</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替えに関する所有地を活用した手法検討について(平成23年9月15日、9月22日)</li> </ul>															(18条2項) 当該公文書は、インターネットにより公表を行っている情報と同一の情報が記載されているものであるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
52	R3. 12. 27	R4. 2. 25	<p>(1) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年9月27日付け事務連絡)</p> <p>(2) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付け事務連絡)</p> <p>(3) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付け事務連絡)</p> <p>(4) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付け事務連絡)</p> <p>(5) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集について(依頼)(平成28年10月20日付け事務連絡)</p> <p>(6) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月8日付け事務連絡)</p> <p>(7) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月9日付け事務連絡)</p> <p>(8) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月9日付け事務連絡)</p> <p>(9) 神宮外苑地区(b区域)内諸施設の年間利用者数等交通関連データの提供について(報告)(平成28年11月14日付け事務連絡)</p> <p>(10) 地区計画等の区域設定について(案)(平成24年9月28日)</p> <p>(11) 神宮外苑地区のまちづくりに係る基本覚書の締結について(平成27年3月13日)</p> <p>(12) 国立霞ヶ丘競技場建替え、岸記念体育会館建替えについて(平成24年1月10日)</p> <p>(13) 神宮外苑整備の想定スケジュール(平成24年4月27日)</p> <p>(14) 神宮外苑地区における今後の土地利用転換について(案)(平成26年3月31日)</p> <p>(15) 神宮外苑地区(b区域)まちづくり基本計画の検討に関する合意書</p>	※		1						1					<p>(7条2号) 氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>(7条3号) 関係権利者の状況、神宮外苑地区の再編整備イメージと実現手法、段階的再編整備のイメージ、会館建替え検討に係る自己負担費用の試算値等は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるため</p> <p>(7条3号及び6号) 各権利者の状況、関係権利者の状況、神宮外苑地区の再編整備イメージと実現手法、段階的再編整備のイメージ等は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。関係権利者の同意等を得ながら都が行うまちづくりに関する情報等であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため。また、まちづくりに関する検討内容は、法人等の事業活動に関する情報であって、これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるものであるため。これらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
53	R4. 2. 14	R4. 2. 28	<p>(1) 平成27年度 都市計画道路の整備に関する調査委託 報告書中2-20頁、2-26頁及び2-32頁。</p> <p>(2) 平成27年度 都市計画道路の整備に関する調査委託 データ集中、リンク番号図(総括図)、リンク番号図(図郭21/80)並びに第四次事業化計画の開始年次(80及び85頁)、第四次事業化計画で位置づけた優先整備路線の完成年次(81及び91頁)及びフルネット(81及び101頁)</p>	※		1												—	都市整備局都市基盤部街路計画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
54	R4. 2. 14	R4. 2. 28	②1946年(昭和21年)に決定してから現在に至るまでの、補助55号線道路計画策定に係る資料・議事録・参考資料などのすべての記録。ただし、①と重複するものについては除く。 ③1946年(昭和21年)に計画道路(現在の補助55号線)が決定されるまでの関連するすべての資料・記録					1											開示請求に係る公文書は、実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市基盤部街路計画課
55	R4. 2. 24	R4. 2. 28	建築計画概要書 平成31年度 第6869号	8	1													—	都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課	

表の見方  
 <決定区分>  
 ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <(根拠規定) 条例7条>  
 ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。  
 <公文書の件名>  
 ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。  
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。  
 <公文書の枚数>  
 ・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。